

静岡県告示第504号の7

物流業立地事業費補助金交付要綱（平成26年静岡県告示第584号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月2日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
第3 補助の対象及び補助率（額） (1) 物流業立地事業に要する経費のうち、用地の取得に要する経費（用地の購入代金に限る。以下同じ。）及び従業員の新規雇用に要する経費に係る補助金 ア ふじのくにフロンティア推進区域等（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）内に用地の取得をした場合 次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助額は、<u>1億5,000万円</u>又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して市町が交付する補助額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。 （表略） イ アに該当しない場合 次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助額は、<u>1億円</u>又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して市町が交付する補助金の額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。 （表略） (2) （略）	第3 補助の対象及び補助率（額） (1) 物流業立地事業に要する経費のうち、用地の取得に要する経費（用地の購入代金に限る。以下同じ。）及び従業員の新規雇用に要する経費に係る補助金 ア ふじのくにフロンティア推進区域等（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）内に用地の取得をした場合 次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助額は、<u>7,500万円</u>又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して市町が交付する補助額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。 （表略） イ アに該当しない場合 次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助額は、<u>5,000万円</u>又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して市町が交付する補助金の額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。 （表略） (2) （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、令和11年1月1日から施行する。
- 改正後の物流業立地事業費補助金交付要綱の規定は、令和11年1月1日以降に用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した物流施設の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した物流施設の新設及び増設については、なお従前の例による。